

くらしの情報が かわさき



令和4年
夏号

- 特集記事
特定商取引法（特商法）の改正・・・P1・2
- いまどき相談事例 P3
- 夏休み親子向け消費者
教育講座のお知らせ P4

発行 川崎市消費者行政センター

いまどき相談事例 体験だけのつもりが高額なエステの契約に…
「そのまま住み続けられる」と言われて自宅を売却したが…

特定商取引法（特商法）の改正



川崎ふたば法律事務所
弁護士 加藤 武夫

特商法は、昭和51年に訪問販売法として成立して以来、消費者被害の生じやすい取引類型を対象として改正が重ねられてきた法律ですが、令和3年6月、新たな改正が成立し、令和4年6月1日までに、ほぼ全てが施行に至りました。今回の主な改正点は、以下のとおりです。

「詐欺的な定期購入商法」対策

詐欺的な定期購入商法とは、インターネット通信販売を中心に、「お試し実質無料」「初回限定90%OFF」など著しく安価で購入できる旨を大々的に広告しながら、定期購入契約である旨はわかりにくく記載したり、あるいは「いつでも解約可能」などと表示しながら、実際には困難な解約条件をつけるなどの詐欺的な手法で、定期購入をさせる商法です。

これまでの規定では、通信販売にクーリング・オフ規定がないこともあり、見た目の上では成立した契約の効力を否定することには限界がありました。

今回の改正では、通販業者が定めた様式の画面で申込みを受ける場合等に、最終画面で数量・代金額・支払いの時期方法・契約解除に関する事項を表示する義務、それらについて人を誤認させる表示の禁止、行政処分や刑事罰等が定められ、これらに違反する表示により誤認して契約した消費者には、契約取消権が与えられました。

これにより、詐欺的な定期購入商法は取消の対象となり、被害が減少することが期待されます。



2 「送りつけ商法」対策

送りつけ商法とは、事業者が注文していない消費者へ勝手に商品を送りつけ、代金を請求する商法です。

勝手に送りつけているだけなので契約は成立しておらず、当然、代金を支払う必要もありませんが、従前の規定では、受領後14日間は事業者から商品の返還を請求されるおそれがありました。

今回の改正では、注文していない消費者へ商品を送りつけた事業者は、直ちにその商品の返還請求権を失うと定められました。

これにより、消費者側は商品を返還する必要も、処分した場合に代金相当額を支払う必要もなくなりましたので、改正の周知により、送りつけ商法の撲滅が期待されます。

なお、身に覚えがない商品が届いた場合でも、家族、知人が注文した商品や誤配送である可能性もあります。商品を処分する前に中身を確認するなどして、本当に送りつけ商法であるかの確認をするようにしてください。



3 消費者からのクーリング・オフ通知の電子対応

これまでの規定では、クーリング・オフの通知は「書面により行う」こととされていました。

今回の改正では、「電磁的記録による通知も可能」と規定され、例えば電子メールやFAX、SNSによるメッセージ送信、事業者ホームページ内のフォームで送信といった方法によっても、クーリング・オフ通知が可能となりました。

消費者としては、事業者に通知を送信した証拠、例えばスクリーンショット画像などを残しておくことが重要です。

4 事業者が交付すべき契約書面等の電子化対応

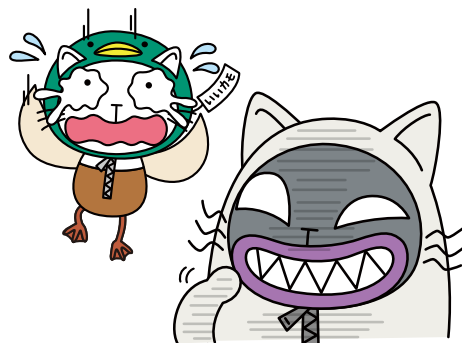
今回の改正により、特商法で事業者が消費者に対し、交付することを義務付けられている契約書等の書面は、申込者の承諾を得て、電磁的方法により提供することが可能とされました。

しかし、この改正については、契約の正確な内容やクーリング・オフ制度の存在を告知し、消費者に契約再考の機会を与えるという書面交付義務の意義を失わせるものとして、厳しい批判にさらされています。この改正点のみ、政令・省令による詳細な内容は未定であり、施行は令和5年となる見通しですが、具体的内容を注視する必要があります。

5 預託法の改正

今回の改正では、特商法のみならず、預託法についても改正され、日本の消費者被害史上で数々の大規模被害を発生させた販売預託商法（事業者が、販売した商品を預かったことにするなどの契約の形を作り、高額配当を実施して会員を集めるも、その運用の実態を欠き破綻する詐欺的商法）が原則として禁止されました。

これにより、一旦は販売預託商法の被害がなくなることが期待されますが、脱法的な手法でこの種の被害が再発しないよう注意が必要です。





いまだき
相談事例 1

体験だけのつもりが高額なエステの契約に…

●相談事例

980円で脱毛の体験ができるというメンズエステのインターネット広告を見て予約をした。お試しのつもりで施術を受けたが、「キャンペーン中で今だけ安くなる」「分割払いにすれば大丈夫」と強く勧められて契約期間1年、約30万円のヒゲ脱毛の契約を結んでしまった。今になって高額な契約をしてしまったと後悔しているが、解約はできるだろうか。

●アドバイス

- 低料金で施術を試してみるだけのつもりだったのに、高額なエステティックサービスの契約をしてしまったという相談が男女を問わず寄せられています。
- 契約期間が1か月を超えて、契約金額が5万円以上のエステティックサービスの契約は、特定商取引法の特定継続的役務提供契約に該当します。
- 契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。また、契約期間内であれば利用した施術料と解約手数料を支払って中途解約をすることが可能です。
- 「5年間サービスが受けられる」と説明されたが、契約書に記載の契約期間は1年間だった。中途解約しようとしたら「契約期間が終了している」と言われてできなかったという相談も入っています。契約書の記載事項は必ず確認しましょう。
- 「今日契約すれば安くなる」などの勧誘に惑わされず、契約は慎重にしましょう。
- エステティックサービスの契約でトラブルになった場合には、消費者行政センターにご相談ください。



いまだき
相談事例 2

「そのまま住み続けられる」と言われて自宅を売却したが…

●相談事例

不動産業者が訪問してきて、「自宅を売却しないか。売った後もそのまま住み続けられる」と勧誘された。年金生活になって今後の生活に不安があったので、家を売ったお金が入るならと思い、自宅の売却契約と賃貸借契約を結び、手付金50万円を受け取った。知人に話したら、売却金額が相場よりかなり安いと言われたので、契約をキャンセルしたい。

●アドバイス

- 自宅を不動産業者に売却し、同時に賃貸借契約を結んで家賃を支払いながらそのまま自宅に住み続けるという取引で、「リースバック契約」と呼ばれるものです。
- 住み慣れた環境に住み続けられる、売却代金が入る、固定資産税等の支払いがなくなるというメリットがある一方、相場より安い価格で買い取りをされた、家賃が高額に設定されたなどのトラブルも発生しています。
- 賃貸借契約の期間に2年などと定めがあることが多く、ずっとそのまま住んでいられる保証はありません。契約更新時に家賃を値上げされたというトラブルもあります。
- 自宅を不動産業者に売却した場合は、クーリング・オフの適用はありません。契約成立後は手付金の倍額を支払って手付解除したり、契約書に記載された違約金を支払って解約することになります。
- メリットを強調する勧誘を鵜呑みにしないで、将来的にも家賃を払い続けることができるかなどよく検討しましょう。



夏休み親子向け 消費者教育講座のお知らせ

8/9(火)

カワスイ 川崎水族館で「メダカから見るSDGs」 館内見学付きワークショップ

共催：カワスイ 川崎水族館

カワスイ 川崎水族館で、身近にいるミナミメダカに視点をおいて、地球のことや生き物について考えます。館内見学付きの特別なワークショップです。

日時 8月9日(火) ①10:00~11:30 ②14:00~15:30 (①②同じ内容) ※申込締切日7月25日(月)

会場 カワスイ 川崎水族館 (川崎区日進町1-11川崎ルフロン10階)

対象 川崎市内在住・在学の小学4~6年生・中学生 (各回親子10組20名)

費用 親子1組2,900円

※ワークショップ終了後は、館内を自由にご見学いただくことができます。



8/10(水)

「カレー作りゲーム」で楽しくお金のことを学ぼう & オリジナル貯金箱作り

共催：神奈川県金融広報委員会

カレー作りゲームを通じて、お金の使い方や判断の仕方を楽しく学びます。
また、工作キットを使った貯金箱作りを体験します。

日時 8月10日(水) 10:00~11:30 ※申込締切日7月25日(月)

会場 川崎市総合自治会館 (中原区小杉町3-600コスギ サード アヴェニュー4階)

対象 川崎市内在住・在学の小学3~6年生 (親子15組30名)

費用 無料



8/26(金)

「おこづかいゲーム」で楽しくお金のことを学ぼう & オリジナル貯金箱作り

共催：神奈川県金融広報委員会

おこづかいゲームを通じて、お金の使い方や判断の仕方を楽しく学びます。
また、工作キットを使った貯金箱作りを体験します。

日時 8月26日(金) 10:00~11:30 ※申込締切日7月25日(月)

会場 川崎市総合自治会館 (中原区小杉町3-600コスギ サード アヴェニュー4階)

対象 川崎市内在住・在学の小学3~6年生 (親子15組30名)

費用 無料



申込み 本事業委託先 株式会社ノクチ基地 右記の申込みフォームからお申込みください。



講座に関する問合せ 川崎市消費者行政センター啓発係 電話044(200)3864 8:30~17:15(土日祝日を除く)

くらしの情報かわさき

令和4年6月25日発行

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
電話 044(200)3864 FAX 044(244)6099

消費生活に関する情報は、消費者行政センター
ホームページでも提供しています。



イラスト…タナカタケシ



ホームページ

川崎市消費者行政センター

検索